

見積依頼公告

令和8年2月27日

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 伊藤 宏之

下記のとおり見積合わせに付します。

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件名
令和8年度 電子複写機（富士フィルム製及び旧富士ゼロックス製）保守業務
- (2) 調達件名の仕様等
仕様書による
- (3) 履行期限
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
仕様書による

2 見積に参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 令和7・8・9年度 厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 官庁(国のすべての機関)及び地方公共団体から指名停止、一般競争入札等参加資格停止又は取引停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 労働保険の加入義務があるにもかかわらず加入していない者でないこと。
- (4) 労働保険料を滞納していない者であること。

3 仕様書等の交付場所、見積書提出場所及び問い合わせ先

和歌山労働局総務部総務課会計第一係
和歌山市黒田二丁目3番3号 栗川
電話 073-488-1100/FAX 073-475-0112
メールアドレス kurikawa-yui.q50@mhlw.go.jp

4 仕様書等の交付期間

公告日から令和8年3月17日（火）まで
開庁日の9時00分～12時00分・13時00分～17時00分
なお、仕様書等の交付を希望する者は、その旨を連絡すること。

5 見積書提出期限

令和8年3月18日（水） 12時00分

6 見積書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の見積書及び見積合わせに関する条件に違反した見積書は無効とする。

7 その他

詳細については、仕様書等による。

見積もり合わせ説明書

- 1 見積もり合わせに付する事項等
 - (1) 件名 令和8年度 電子複写機
(富士フィルム製及び旧富士ゼロックス製) 保守業務
 - (2) 調達品目等詳細 仕様書による。
 - (3) 見積書提出期日 令和8年3月18日(水) 12:00
 - (4) 見積書記載金額 本件は、納入及び諸手続等の一切の費用を含む総価とします。
なお、消費税の金額も別途記載することとし、当該消費税等の額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします。
- 2 見積書作成に当たっての留意事項
 - (1) 宛先は「支出負担行為担当官 和歌山労働局総務部長」としてください。
(ただし、請求書においては「官署支出官 和歌山労働局長」とします。)
 - (2) 住所、商号又は名称、代表者職氏名の記載が必要です。
(記載がないものは無効となりますので、ご注意ください。)
- 3 見積書提出方法
下記の提出先へ持参、郵送又はメールで提出してください。
ただし、郵送またはメールによる場合、提出期限を過ぎて到着したものは無効とします。
- 4 見積書の無効
見積書で次の各号の一に該当するものは無効とします。
 - (1) 記名のない見積書
 - (2) 内容が判然としない見積書
 - (3) 見積金額を加除訂正した見積書
 - (4) 見積の積算に誤りがある見積書
- 5 落札者の決定
 - (1) 予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限内で、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を落札者とします。
 - (2) 落札となるべき同価の見積書を提出した者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- 6 契約書及び請書の作成
契約書の作成を必要とします。
- 7 その他必要な事項
 - (1) 本件に係る見積書提出に関する費用については、すべて見積書提出者の負担としますので、予めご了承願います。
 - (2) 見積書提出者は、見積書提出後この説明書、仕様書等について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- 8 見積書の提出先及び問い合わせ先
〒640-8581
和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎3階
和歌山労働局総務部総務課 栗川
電話番号 073-488-1100 / F A X 番号 073-475-0112
メール kurikawa-yui.q50@mhlw.go.jp

複写機（富士フイルム製及び旧富士ゼロックス製）保守業務に係る仕様書

1 保守対象機器及び月間使用予定枚数

設置場所	機器名		月間使用 予定枚数	購入年月日
選考会議室（和歌山所1階）	DocuCentre-V 1060CF		10	令和元年8月27日
御坊労働基準監督署	ApeosC5570PFS	黒	1,400	令和3年11月4日
		フルカラー	200	
新宮労働基準監督署	ApeosC5570PFS	黒	1,650	令和4年2月10日
		フルカラー	600	

*月間使用予定枚数は、あくまで予定数であり、確約するものではありません。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 保守内容等

和歌山公共職業安定所及び各労働基準監督署に設置する電子複写機が常に正常な状態で使用できるように保守業務を行う。具体的には以下の業務を行うこと。

- （1）定期的に技術員を派遣し、点検及び調整等を行い、必要と認めた場合は消耗品及び部品の修理又は交換を行う。
- （2）故障等が発生した場合は、和歌山労働局の通知に基づき速やかに技術員を派遣し修理を行い、正常な状態に回復させること。
- （3）その他保守管理上必要と認められる業務。

4 履行確認等

保守を行うに当たっては、作業開始前に各官署担当者にその旨を報告し、また、保守完了後は担当者に保守内容等を報告し、履行確認を受けること。

5 守秘義務

受託者及びその使用人は、本契約の履行の際に知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。契約終了後においても同様である。

6 保守料金

一定期間ごとに使用したコピーカウント数に単価を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税を加算することにより算定する。

7 再委託について

契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。やむを得ない事情により、委託業務の一部について再委託を行おうとする場合は、再委託先の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、必要性、業務履行能力、契約金額並びにその他の必要と認められる事項について明らかにした上で、あらかじめ、契約担当官等の承認を得なければならない。

また、履行体制についても明らかにすること。

おって、再委託を行う際必要な様式については契約書に添付するので、必要な様式を提出すること。

8 契約の成立

本件契約は、令和8年度歳入歳出予算が議会で可決された場合において、令和8年4月1日に確定させる。

9 その他

- ・作業に当たっては、各官署における執務の支障とならないよう配慮すること。
- ・発生した故障等が保守範囲外であった場合は、速やかに和歌山労働局総務部総務課会計係にその旨を報告し、担当職員の指示に従うこと。
- ・部品の交換等に伴い発生する廃材等は業者において引き取り、適正な方法により処分すること。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

年 月 日

所在地
事業所名
代表者名

※別紙「役員等名簿」を添付すること。

役員等名簿

事業所名

所在地

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住所)

(名称)

(代表者)

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

保守契約書(案)

支出負担行為担当官 和歌山労働局総務部長 ○○(以下、「甲」という。)と、株式会社●● 代表取締役●●(以下、「乙」という。)とは、富士フィルム製及び旧富士ゼロックス製複写機(以下「複写機」という。)の保守に関して、下記条項により、請負契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、甲が使用する第2条記載の複写機について、乙は甲の業務遂行上支障が生じないように常時正常な状態で稼動するよう保守管理を行い、甲はこれに対する保守料金を支払うことを目的とする。

(対象となる複写機)

第2条 本契約の対象となる複写機は、別表のとおりとする。

(設置場所)

第3条 複写機の設置場所は、別表のとおりとする。

(保守料金)

第4条 保守料金は、積算カウンター数値で甲の使用した複写枚数を計算し、乙が別表に定める価格表(以下「価格表」という。)により算出するものとする。但し、用紙を除く、トナー・ドラム等保守管理に必要とされる部品の費用は、全て保守料金に含むものとする。

(契約期間)

第5条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(保守管理の実施)

第6条 乙は、保守管理を行うため、毎月1回以上技術員を設置場所に派遣して点検、整備を行い、複写機が正常に稼動し得るため、必要に応じ、部品、ドラム等の交換を行わなければならない。

- 2 乙は、甲の定める取扱担当者に対し、取扱いの指導を行うものとする。
- 3 複写機が故障した場合は、甲の請求により、乙は直ちに技術員を派遣して、甲の業務に支障のないように速やかに正常な状態に回復させるものとする。ただし、これに要する費用は、次に掲げる場合を除き、乙の負担とする。
 - (1) 甲の故意又は取扱上の重大な過失による場合。
 - (2) 乙又は乙の指定した者以外による改造、修理及び分解を行った場合。
 - (3) 火災、天災地変、その他これに類する災害の場合。
 - (4) 設置場所を移動する際、乙が指定する以外の輸送方法をとった場合。
 - (5) 乙の供給する消耗品、部品以外のものを使用した場合。ただし、甲は複写機の使用にあたって、複写機の品質維持のため、乙の定める規格に適合する用紙に限り使用できるものとする。

(保証期間)

第7条 この契約の期間は、第5条の定めによるが、複写機に関する保証期間は当初の使用開始日から60ヶ月とし、それ以降については別途協議するものとする。

(料金の請求)

第8条 乙は、毎月分の積算カウンターの数値について、毎月末に甲の指定する検査職員の検査を受けて確認し、甲の使用した複写枚数を算出し、価格表に定める単価を乗じて得た金額を保守料金として、官署支出官 和歌山労働局長（以下「丙」という。）あて請求する。ただし、甲の使用した複写枚数が基本料金に満たない場合でも、乙は、基本料金を甲に請求できるものとする。

- 2 乙の技術員が、複写機の保守にあたって複写機の点検と調整のため加算があった積算カウンター数値については、甲の指定する検査職員の確認を受け、これを控除して前項の料金算定を行なうものとする。
- 3 不良コピーが発生した場合、甲はこれを保管し、乙の技術員の確認を受け、その原因が乙の責任と認められるものに限り、当該積算カウンター数値を控除して、第1項の料金算定を行うものとする。

(消費税額)

第9条 前条において算出した料金に、消費税法第29条及び地方税法第72条第83項の規定に基づき百分の十を乗じて得た金額（一円未満の端数切り捨て）を消費税として料金と併せて甲に請求するものとする。

(料金の支払及び遅延損害金)

第10条 前条に基づく代金は、甲が、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

- 2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(ドラム及びトナーの所有権)

第11条 乙の供給するドラム及びトナーの所有権は、乙に帰属し、甲は、これを乙所定の用法に従い使用するものとする。

- 2 本契約が解除又は期間満了により終了した場合、甲は、乙に対し、直ちにドラム及びトナーを返還するものとする。

(権利義務の譲渡)

第12条 乙は、この契約によって生じる利益又は義務を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(契約保証金)

第13条 この契約に関しては、契約保証金を免除する。

(再委託)

第14条 乙は契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

- 2 乙は、本契約の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ甲に再委託に係る承認書(様式1)を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の契約金額が50万円未満の場合は省略することができる。
- 3 乙は、再委託した業務に伴う第三者の一切の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託を行うときは、本契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託の相手方と契約を締結しなければならない。

(再委託先の変更)

第15条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書(様式2)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第16条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図(様式3)を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - (1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合
 - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合
 - (3) 契約金額の変更のみの場合

(設置場所の移動)

第17条 甲は、複写機を第3条に定める設置場所において使用するものとし、設置場所を変更する場合は予め乙に通知するものとする。この場合、複写機の移動は乙が実施し、これに要した費用は甲の負担とする。

(秘密の保持)

第18条 乙及びその社員は、保守の実施及び消耗品の供給にあたって知得した甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条 乙及びその技術者は、この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を外部に漏らしてはならない。

- 2 乙及びその技術者は、この契約により知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。
- 3 本条の規定は、乙がこの契約の一部を再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。

(契約の解除および損害の保障)

第20条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の10分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第2号から第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
 - (2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき
 - (4) 第18条(秘密の保持)又は第19条(個人情報の取扱い)の規定に違反したとき
- 2 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。
- 4 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 甲は、本契約に関して次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
 - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
 - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に

報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が、刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第23条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるい

- は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第26条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再委託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。(以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第28条 甲は、第20条1項(契約の解除および損害の保障)、同条第2項、第24条(属性要件に基づく契約解除)、第25条(行為要件に基づく契約解除)、第27条第2項(下請負契約等に関する契約解除)及び第31条(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第20条1項(契約の解除および損害の保障)、同条第2項、第24条(属性要件に基づく契約解除)、第25条(行為要件に基づく契約解除)、第27条第2項(下請負契約等に関する契約解除)及び第31条(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第30条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第31条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第32条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争等の解決方法)

第33条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については和歌山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(検査)

第34条 本業務の検収は、甲の指定する検査職員による検査合格をもって検収とする。

(存続条項)

第35条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第10条(料金の支払及び遅延損害金)、第18条(秘密の保持)、第19条(個人情報の取扱い)、第20条第1項(契約の解除および損害の保障)、同条第4項、第22条(談合等の不正行為に係る違約金)、第23条(違約金に関する遅延利息)、第26条(表明確約)、第28条(契約解除に基づく損害賠償)、第32条(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)、第33条(紛争等の解決方法)及び本条はなお有効に存続するものとする。

(協議)

第36条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通を保管するものとする。

令和8年4月1日

甲	和歌山市黒田二丁目3番3号 支出負担行為担当官 和歌山労働局総務部長	○○	印
乙	所在地 株式会社●● 代表取締役	●●	印

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

住 所

名 称

代表者名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

住 所

名 称

代表者名

再委託に係る承認変更申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式3

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住 所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇区・・・	円	
B			

